

福岡高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 文書提出命令申立却下決定に対する即時抗告事件
国側当事者・国
平成20年5月28日棄却・確定

決 定 事 項

- (1) 課税庁が本件文書の各法人から同意を得ることなく、無断で数値を開示するという守秘義務に違反する行為を行う一方で、開示していない数値については守秘義務を根拠に開示を拒否する行為は、文書提出命令の制度を骨抜きにするものであって、訴訟上の信義則に反するとの抗告人会社の主張が、課税庁が数値を開示した行為が直ちに守秘義務に違反する行為とはいえないことは原決定のとおりであり、抗告人会社の主張はその前提を欠く上、仮に守秘義務に違反する行為があったとしても、それが更なる守秘義務違反行為を命じる根拠とはなり得ないとして排斥された事例(原審判決引用)
- (2) 現在の申告書は、ほとんどすべてコンピューターによる印字であることや、本件文書の各法人が熊本国税局管内の広い地域から抽出されていることから、その記載内容や筆跡等から納税者を特定される具体的危険性は認められず、抄本形式による提出は否定されるべきではないとする抗告人会社の主張が、コンピューターの印字によるものであっても、その記載内容になお営業上の秘密に関する情報が多量に含まれており、熊本国税局管内の熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県と限定された地域であることから、抄本形式であっても、納税者が特定される危険性は高いとして排斥された事例(原審判決引用)

決 定 要 旨

- (1)・(2) 省略

(第一審 大分地方裁判所 平成 ●●年(〇〇)第 ●●号 平成20年3月18日決定、本資料258号-64・順号10922)

決	定
抗 告 人	A株式会社
同代表者代表取締役	甲
同代理人弁護士	岩崎 哲朗
同	原口 祥彦
同	生野 裕一
同	上野 貴士
同補佐人税理士	加島 和典
相 手 方	国
同代表者法務大臣	鳩山 邦夫
同指定代理人	菊池 浩也
同	井手上 秀文
同	福本 昌弘
同	永澤 有司
同	川野 英樹

同	高木 修
同	平林 尚美
同	岩崎 光憲
同	渡邊 明
同	上野 稔
同	辻原 耕二
同	寺本 史郎

主 文

本件抗告を棄却する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

1 抗告の趣旨及び理由並びに反論

抗告の趣旨及び理由は、別紙「即時抗告申立書」及び平成20年4月1日付け「主張書面」の各写しに記載のとおりであり、これに対する相手方の反論は、別紙「即時抗告申立てに対する意見書」の写しに記載のとおりである。

2 事案の概要

抗告人は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの事業年度の法人税について、法定申告期限内に、所得金額を6264万9462円とする確定申告を行ったところ、相手方がこれに対し、抗告人が乙に対して支払った役員報酬及び退職給与が不当に過大であることを理由として、平成16年7月9日、所得金額を1億7340万9462円とする更正処分及び過少申告加算税を371万1000円とする賦課決定処分をした。そこで、抗告人は、所得金額7133万4462円、納付すべき税額207万9800円、過少申告加算税20万7000円を超える部分の取消しを求めた（基本事件）。

抗告人は、相手方が抗告人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似する法人の代表取締役報酬金額の平均額や役員に退職金を支給した法人の平均功績倍率から抗告人の適正な役員報酬額及び退職給与額を算定しているところ、上記類似法人ないし比較法人の抽出過程で相手方が把握した法人の各法人税確定申告書類及びその添付書類（以下「本件文書」という。）は民事訴訟法220条1号の引用文書に該当するとして、主位的にこれらにつき、予備的にこれらの写し（申請者等の固有名詞を削除したもの）について文書提出命令を申し立てた。原審は、本件文書は民事訴訟法220条4号ロ所定の文書に該当するなどとして、同申立てを却下する原決定をしたため、抗告人が即時抗告した。

3 当裁判所の判断

当裁判所も、抗告人の本件文書提出命令申立ては理由がないと判断するが、その理由は、次のとおり抗告人の主張に対する判断を補足するほか、原決定の理由の「第2 当裁判所の判断」欄のとおりであるから、これを引用する。

【決定(1)】 抗告人は、相手方が本件文書の各法人から同意を得ることなく、無断で数値を開示するという守秘義務に違反する行為を行う一方で、開示していない数値については守秘義務を根拠に開示を拒否する行為は、文書提出命令の制度を骨抜きにするものであって、訴訟上

の信義則に反すると主張する。

しかし、相手方が数値を開示した行為が直ちに守秘義務に違反する行為とはいえないことは原決定のとおりであり、抗告人の主張はその前提を欠く上、仮に守秘義務に違反する行為があったとしても、それが更なる守秘義務違反行為を命じる根拠とはなり得ない。

【決定(2)】 また、抗告人は、現在の申告書は、ほとんどすべてコンピューターによる印字であることや、本件文書の各法人が熊本国税局管内の広い地域から抽出されていることから、その記載内容や筆跡等から納税者を特定される具体的危険性は認められず、抄本形式による提出は否定されるべきではないと主張する。

しかし、コンピューターの印字によるものであっても、その記載内容になお営業上の秘密に関する情報が多量に含まれており、熊本国税局管内の熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県と限定された地域であることから、抄本形式であっても、納税者が特定される危険性は高い。

よって、原決定は相当で、本件抗告は理由がないから棄却することとし、主文のとおり決定する。

平成20年5月28日

福岡高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官 石井 宏治

裁判官 太田 雅也

裁判官 瀬戸 さやか

即時抗告申立書

平成20年3月24日

福岡高等裁判所 御中

抗告人訴訟代理人弁護士	岩崎 哲朗
同	原口 祥彦
同	生野 裕一
同	上野 貴士
抗告人補佐人税理士	加島 和典

抗告人（原告）	A株式会社
上記代表者代表取締役	甲
上記訴訟代理人弁護士	岩崎 哲朗
同	原口 祥彦
同	生野 裕一
同	上野 貴士
上記補佐人税理士	加島 和典
相手方（被告）	国
上記代表者法務大臣	鳩山 邦夫
処分をした行政庁	大分税務署長 上松 克光

上記当事者間の大分地方裁判所平成●●年（〇〇）第●●号法人税更正処分等取消請求事件について、同裁判所が平成20年3月18日にした下記決定は、不服であるから、即時抗告を申し立てる。

第1 原決定の表示

事件番号 平成●●年（〇〇）第●●号文書提出命令申立事件
主 文 本件申立てを却下する。

第2 抗告の趣旨

1 原決定を取り消す。

（主位的請求）

2 相手方は、別紙目録記載の法人（甲ないし己、7ないし17及びAないしT）の法人税申告書類及びその添付書類のうち、甲ないし己及び7ないし17の法人については、平成12年4月1日から平成15年3月31日の間に終了する事業年度のもの、AないしTの法人については、平成14年4月1日から平成15年3月31日の間に終了する事業年度のものを提出せよ。

（予備的請求）

2 相手方は、別紙目録記載の法人（甲ないし己、7ないし17及びAないしT）の法人税申告書類及びその添付書類のうち、甲ないし己及び7ないし17の法人については、平成12年4月1日から平成15年3月31日の間に終了する事業年度のもの、AないしTの法人については、平成14

年4月1日から平成15年3月31日の間に終了する事業年度の写し（申告者等の固有名詞を削除したもの）を提出せよ。

との裁判を求める。

第3 抗告の理由

追って主張する。

目録

別表 1

(単位：千円、年)

符号	資本金	支給事業年度	退職時の役職	退職事由	最終月額報酬	退職金の額	勤続年数
甲	10,000	14/2	代表取締役	死亡退職	250	30,000	30
乙	10,000	14/6	代表取締役	死亡退職	392	30,000	35
丙	10,000	13/3	代表取締役	死亡退職	400	25,200	44
丁	6,000	15/3	代表取締役	不明	不明	15,000	不明
戊	10,000	13/7	代表取締役	死亡退職	458	18,000	不明
己	10,000	14/9	代表取締役	死亡退職	1,225	100,000	22
7			代表取締役	不明	不明	72,000	不明
8			代表取締役	不明	580	34,800	30
9			代表取締役	不明	450	15,000	16
10			代表取締役	不明	1,108	6,800	4
11			代表取締役	普通退職	不明	11,550	3
12			代表取締役	普通退職	700	60,000	27
13			代表取締役	普通退職	不明	6,000	8
14			代表取締役	その他	不明	40,000	不明
15			代表取締役	その他	1,150	4,000	25
16			代表取締役	その他	不明	70,000	不明
17			代表取締役	その他	200	10,000	10

別表 2

(単位：千円、年)

符号	資本金	支給事業年度	退職時の役職	退職事由	最終月額報酬	退職金の額	勤続年数
丙	10,000	13/3	代表取締役	死亡退職	400	24,000	42
丁	6,000	15/3	代表取締役	死亡退職	430	15,000	24
戊	10,000	13/7	代表取締役	死亡退職	500	15,000	33
己	10,000	14/9	代表取締役	死亡退職	1,225	100,000	29
7			代表取締役	普通退職	800	72,000	30
8		15/10	代表取締役	死亡退職	580	34,800	30

別表 3

(単位：円、%)

符号	決算期	総売上高	売上総 利益率	使用人最高 給与額	個人換算所得	代表者報酬額	外注比率
A	平14/10	378,822,818	20.53	6,878,339	52,425,059	16,800,000	5.85
B	平15/3	320,766,562	23.42	4,834,522	21,548,925	8,789,377	6.99
C	平14/12	695,363,044	13.52	8,783,620	52,956,800	18,824,400	0.00
D	平15/3	559,886,398	14.44	4,810,077	30,327,355	10,800,000	13.35
E	平15/2	242,568,963	8.98	7,154,000	11,887,606	12,000,000	2.21
F	平15/3	209,714,794	25.79	4,082,700	18,266,450	6,000,000	8.61
G	平14/8	245,773,990	13.29	4,204,263	23,502,900	10,800,000	3.70
H	平15/3	237,583,251	24.38	6,000,000	31,733,767	7,200,000	0.01
I	平14/6	242,395,363	20.64	3,629,853	28,495,321	9,600,000	0.79
J	平15/3	568,709,408	12.37	5,866,800	35,905,868	19,200,000	8.67
K	平15/3	362,307,304	20.99	3,986,000	34,298,769	12,000,000	5.73
L	平15/3	298,095,592	13.98	3,306,360	3,791,137	6,360,000	18.78
M		281,404,523	8.61	4,798,173	△12,192,664	5,928,000	40.40
N		598,943,459	19.94	4,760,800	31,252,234	29,292,000	20.32
O		225,570,640	10.61	4,368,000	15,890,986	1,500,000	0.42
P		543,854,359	5.57	5,972,778	12,040,497	2,520,000	46.74
Q		437,151,681	6.11	3,246,323	10,263,887	7,300,000	93.89
R		332,434,049	7.59	5,214,000	△22,032,099	8,400,000	14.64
S		272,567,440	8.84		△721,076	3,240,000	10.21
T		264,588,642	17.89		7,467,346	4,200,000	11.30
原告							2.81

平成●●年（〇〇）第●●号 法人税更正処分等取消請求事件

原告 A株式会社

被告 国（処分行政庁 大分税務署長）

主張書面

平成20年4月1日

福岡高等裁判所御中

抗告人（原告）訴訟代理人

弁護士 岩崎 哲朗

同 原口 祥彦

同 生野 裕一

同 上野 貴士

抗告人（原告）補佐人

税理士 加島 和典

第1 原決定の判断内容

- 1 原決定は、抗告人が本件申立てで提出を求めている文書（以下「本件文書」という。）が公務秘密文書に該当する文書であるとし、調査票等を用いて本件文書に記載された数値を開示した態様からして、直ちに守秘義務に違反する行為ということとはできないとした上で、相手方（被告）の主張が訴訟上の信義則に反するとの抗告人（原告）の主張を否定している。
- 2 また、原決定は、固有名詞等を伏せた形式であっても、その記載内容や筆跡等から納税者を特定される具体的危険性が認められるとして、抄本形式による提出も否定し、民事訴訟法220条1号所定の文書に該当するか否かを判断することなく、本件申立てを却下している。
- 3 しかしながら、これら判断内容は、それを支える根拠に対していずれも合理的に反論が可能なものである。

第2 申立人の主張

1 守秘義務違反について

- (1) 原決定は、本件文書に第三者である各法人の営業上の秘密に関する情報が多数記載されており、これについて所轄税務署長が守秘義務を負うことで納税者の利益が保護されていると判断している。
- (2) 所轄税務署長をはじめとする租税職員には、刑事罰が規定されるほどに強度の守秘義務が課されているのであるから、法律によって守秘義務を解除する旨の定めがない限り、職務上知ることのできた秘密を漏らすことは、態様のいかに問わず一切許されないのである（金子宏「租税法」第9版619頁以下参照）。したがって、法人税の申告書に記載されている数値の一部を開示することは、守秘義務に反する行為に該当することは明らかである。

また、原決定が指摘する納税者の利益という抽象的な利益を保護するために守秘義務が存在するとの論理によれば、本件文書に記載された数値を開示すること自体、納税者が法人税の申告時には予期していない目的以外に情報が流用されており（疎甲2）、この流用によって納税者の利

益が失われていることは明らかである。そうすると、原決定が指摘する納税者の利益の観点から守秘義務を考慮した場合、本件で守秘義務に反する行為が行われていると判断されるのは当然の帰結である。加えて、納税者の利益の有無は相手方（被告）と納税者との間の問題に過ぎないものであり、本件とは全く次元の異なる話である。

そもそも、原決定が守秘義務によって保護されているとする納税者の利益とはあまりにも抽象的なものであり、具体的にいかなる利益を指すのか不明である。

したがって、納税者の利益の有無は、訴訟上の信義則に反するか否かについての申立人の主張を否定する理由にはならない。

- (3) 抗告人が問題としているのは、相手方（被告）が、第三者である各法人から数値の一部を開示することについて同意を得る行為を一切することなく、無断で数値を開示する一方で、開示していない数値については守秘義務を根拠に開示を拒否する行為が、文書提出命令の制度を骨抜きにするものであって、訴訟上の信義則に反するという点である。

そもそも、民事訴訟法第220条第1号に規定する引用文書に提出義務を課した趣旨は、裁判例が正当に判示しているとおり、当該文書を所持する当事者が、裁判所に対し、その文書自体を提出することなく、その存在及び内容を積極的に申し立てることにより、自己の主張が真実であるとの心証を一方的に形成させる危険を避け、当事者間の公平をはかって、その文書を開示し、相手方の批判にさらすべきであるという点にある（疎甲1、大阪地判昭和61年5月28日判タ601号85頁）。

上記の文書提出命令の制度趣旨からすると、相手方（被告）の主張は文書提出命令の制度を骨抜きにするものに他ならないのであるから、訴訟上の信義則に反するか否かは、広く解釈すべきものであることは明らかである。

したがって、上記のとおり、相手方（被告）が守秘義務に反しないように納税者から同意を得ることが可能であったにもかかわらず、そのような行為を一切することなく、無断で数値を開示するという守秘義務に反する行為を行う一方で、守秘義務を根拠に本件文書の開示を拒否する行為は、文書提出命令の制度を骨抜きにするものに他ならないものであって、訴訟上の信義則に反する行為であることは明らかである。

- (4) なお、仮に、本件申立てが認められないとしても、相手方（被告）から提出されている証拠は、その正確性が担保されていないものであることは明らかであり、証明力について限定的に判断されるべきであることまでの判断を前提とするものであることを明示すべきである（疎甲2、7頁参照）。

2 抄本形式による提出について

- (1) 原決定は、固有名詞等を伏せた形式であっても、その記載内容や筆跡等から納税者を特定される具体的危険性が認められるとして抄本形式による提出も否定している。
- (2) しかしながら、現在の申告書は、ほとんど全てコンピューターによる印字がされており、筆跡等から納税者が特定される危険性は皆無である。

また、相手方（被告）は、単に納税者を特定される危険性があると主張しているのみで、その具体的な事例を挙げることも、または、その事例を担当した担当者の陳述書の提出等の立証を何ら行っていないにもかかわらず、原決定は、納税者を特定される危険性について、抽象的なものではなく、具体的なものとまで踏み込んだ認定をしており、この事実認定が証拠に基づかない不合理なものであることは明らかである。

さらに、原決定は、特定の地域の同業者において、特定の期間内に役員退職給与の支払われた事例等が限定された状況では、納税者を特定される危険性は高まると判断しているが、本件で役員退職給与の支給事例について調査がされたのは、熊本国税局管内の熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県と極めて広い地域であり、上記のとおり、現在の申告書は、ほとんど全てコンピューターによる印字がされており、筆跡等から納税者が特定される危険性は皆無であることも考慮すると、納税者を特定することは不可能である。

したがって、原決定が述べる理由は、抄本形式による提出を否定するに足るものでないことは明らかである。

- (3) なお、上記のとおり、仮に、本件申立てが認められないとしても、相手方（被告）から提出されている証拠は、その正確性が担保されないものであることは明らかであり、証明力について限定的に判断されるべきであることまでの判断を前提とするものであることを明示すべきである（疎甲 2、7 頁参照）。

3 結論

以上のとおり、原決定の判断根拠にはいずれも合理的に反論が可能であるから、原決定が取り消され、本件申立てが認められるべきことは明らかである。

平成●●年（〇〇）第●●号

抗告人（原告） A株式会社

相手方（被告） 国

（基本事件 大分地裁平成●●年（〇〇）第●●号 法人税更正処分等取消請求事件）

即時抗告申立てに対する意見書

平成20年5月16日

福岡高等裁判所第2民事部ハ係 御中

相手方（基本事件被告）指定代理人

菊池 浩也

井手上 秀文

福本 昌弘

永澤 有司

川野 英樹

高木 修

平林 尚美

岩崎 光憲

渡邊 明

上野 稔

辻原 耕二

寺本 史郎

相手方は、抗告人の平成20年3月24日付け即時抗告申立書による申立て（以下「本件抗告」という。）に対し、以下のとおり意見を述べる。

なお、略語等は、特に記載のあるものを除き、原審における平成20年1月31日付け文書提出命令申立てに対する意見書（以下「相手方意見書(1)」という。）及び同年3月17日付け文書提出命令申立てに対する意見書(2)（以下「相手方意見書(2)」という。）の例による。

第1 意見の趣旨

本件抗告は棄却されるべきである。

第2 意見の理由

相手方の主張は、原審において提出した相手方意見書(1)及び相手方意見書(2)のとおりであって、抗告人の申立てを却下した原決定は正当である。

以下では、抗告人の平成20年4月1日付け主張書面（以下「抗告人主張書面」という。）に対し、必要と認める範囲で意見を述べる。

1 守秘義務違反について

抗告人は、相手方が本件文書に記載された数値を開示することが守秘義務違反に当たることを前

提として、そのような守秘義務違反を犯しながら、他方で守秘義務を盾に本件文書の開示を拒否することは、文書提出命令の制度を骨抜きにし、訴訟上の信義則に反する旨主張する（抗告人主張書面第2の1・2ないし4ページ）。

しかしながら、原決定が、「相手方が調査票等を用いて本件文書に記載された数値を開示した態様からして、直ちに守秘義務に違反する行為ということとはできない」（3ページ10ないし11行目）と説示するのは、調査票等による数値を開示する限度では、直ちに個別の法人が特定されるものではないのであるから、実質的に見て、職務上の秘密を漏らすものではないとの趣旨をいうものと解されるのであり、正当である。なお、抗告人は、租税法に関する文献（別添）を参照と断って摘示し、「…職務上知ることのできた秘密を漏らすことは、態様のいかに問わず一切許されないのである」と、数値を開示した「態様」に照らして直ちに守秘義務違反には当たらないとした原決定の上記説示に誤りがあるかのように主張しているが、上記文献の該当箇所「態様のいかに問わず一切許されない」（下線引用者）との記載を確認できないのみならず、そのような趣旨を読み取ることも困難である。

したがって、抗告人の上記主張は、前提において失当であるといわざるを得ない。

2 抄本形式による提出について

抗告人は、本件で退職給与の支給事例が調査された範囲が熊本国税局管内と極めて広範囲である上、現在の申告書は、ほとんど全てコンピューターによる印字がされており、筆跡等から納税者が特定される危険性は皆無であることも考慮すると、納税者を特定することは不可能であるなどと主張する（抗告人主張書面第2の2(2)・4ページ）。

しかしながら、既に述べたとおり、実際の訴訟事件において、当該事件の原告側から、固有名詞等を伏せた決算書の写しに基づく調査で納税者を特定し得たとして、当該納税者につき証人申請された事例が多数生じたことから、課税庁は、以来、やむなく固有名詞を伏せた決算書の写しによる主張立証に代えて、今回のような通達・回答方式による主張立証方法を選択するに至ったものである（相手方意見書(1)第2の2(2)・5ないし6ページ）。

仮に、固有名詞を伏せた上であっても、そこには、なお営業上の秘密に関する事項が多数記載されているため、たとえコンピューターの印字によるものであっても、その記載内容から申告者が特定されることは十分にあり得るのであり、具体的な危険が生じるおそれは相当高い。

また、調査範囲が広範囲にわたるため、特定が不可能という点についても、現に、疎乙第3号証の別紙(2)別表及び別紙(3)のとおり、相応の事業者数が見込まれる京都市内及びその近辺において、稀少業種といえないものについてすら、同業者を特定されていることからすると、業種がある程度特定される以上、調査範囲が広範囲であるからといって、納税者の特定が不可能であるなどとは到底いえるものではない。なお、仙台高裁平成17年4月12日決定は、同業者所在地の範囲が広範囲であるため、その特定が事実上不可能であるとした抗告人の主張を排斥している（疎乙第4号証の4・2ないし3ページ）。

以上からすれば、抗告人の上記主張は、納税者の特定のおそれを殊更矮小化して述べるものであって失当である。

3 抗告人が引用する決定はその抗告審で取り消されていること

抗告人主張書面において引用する疎甲第1号証の各決定は、その抗告審である大阪高裁昭和61年9月10日決定（疎乙第3号証及び同第5号証）において、原決定は取り消され、文書提出命令の申立てを却下されているのに対し（相手方意見書(2)第1・2ないし3ページ）、多数の裁判例に

において（疎乙第4号証の1ないし5）、納税申告書等を課税庁が提出することは守秘義務に反すると判断されている（相手方意見書(1)第2の2(2)・6ページ）。

4 本件文書が民事訴訟法220条1号の引用文書には該当しないこと

この点については、原決定が、本件文書が民訴法220条4号ロの文書に該当する場合には、たとえ本件文書が同条1号所定の文書に該当する場合であっても、本件文書の提出を拒むことができる旨説示した上で（第2の1・2ページ）、本件文書は、民事訴訟法220条4号ロ所定の文書に該当し、同条1号所定の文書に該当するか否かは判断するまでもない（第2の4・4ページ）と判断しているとおりである。

なお、仮に本件文書が民訴法220条4号ロ所定の文書に該当するとしても、本件文書が民訴法220条1号の引用文書に該当しないことについては、既に述べたとおりである（相手方意見書(1)第2の1・2ないし3ページ）。

第3 結語

以上のとおり、原決定は正当であり、本件抗告は理由がないから、速やかに棄却されるべきである。